

9世紀イタリア中・北部の農地契約：中世初期イタリア農村社会解明のために

城戸，照子
日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/4492943>

出版情報：経済学研究. 57 (1), pp.131-156, 1992-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



9世紀イタリア中・北部の農地契約

—中世初期イタリア農村社会解明のために—

城 戸 照 子

I はじめに 70年代以降のイタリア学界における中世初期農村史研究

—ボローニャ学派の成果を中心に—

II リヴェッロ契約

- 1 史料類型 リヴェッロ契約文書の特徴
- 2 史料分析 リヴェッロ契約に見る9世紀の農地構造

III おわりに リヴェッロ契約に見る9世紀農村社会の変動

I は じ め に

70年代以降のイタリア学界における中世初期農村史研究

—ボローニャ学派の成果を中心に—

1970年代以降のイタリア学界における中世初期社会経済史研究の中でも、とりわけ農村構造と農業活動及び領主—農民関係に関する研究の進展には、刮目すべきものがある。ことにイタリア中・北部については、ボローニャ大学の中世史研究部門を中心とする研究者グループの活動が、最も注目に値すると言えよう。この研究部門は、V. フマガッリ教授を中心に、M. モンタナーリ、B. アンドレオリ、P. ガレッティ、G. パスクアーリ、A. ヴァジーナらのボローニャ学派とでも呼びうる多くの研究者を擁して、特にイタリア中・北部の中世初期農村史研究を

リードする成果を挙げてきたと言っても過言ではない。

ここで70-80年代に世に問われた業績は、広くヨーロッパ学界全体の研究動向と通底しており、すでに50年代末から現れてくる古典荘園制再評価の試みをその出発点の1つとしている。すなわちヨーロッパ学界では、中世初期農村社会の総てを古典荘園制が規定していたかのように描写する、いわゆる古典学説が19世紀後半には完成していたが、第一次大戦後には硬直的なこの学説の批判が始められた。さらに第二次大戦後の学界では、各地域に関する実証研究が進展し、古典荘園制に組み込まれていない多様な土地所有・経営と領主—農民関係の在り方が解明される一方、そこから得られた素材を総合する中世初期農村史の新たな枠組を構築する試みが始められており、この間の学界動向は我が国でもつとに知られている所である¹⁾。こうした中で、ロワール＝ライン間を舞台として提出された古典荘園制の像は、かつてのように農村構造全体を規定する排他的な単位ではあり得ないのは当然であり、むしろ中世初期農村の絶えざる変動のもとで、領主が志向するいわば一つの理念的な

1) この間フランス・ベルギー・ドイツを中心とするヨーロッパ学界の研究動向については、森本[59]に詳しい。また、古典荘園制再評価に伴って一層深められている、所領明細帳の史料類型論的考察に関しては、森本[60]を参照。

経営体の姿だと捉え直されている。さらに、従来看過されがちであった多様な規模の荘園は、巨大な古典荘園を頂点とする階梯の様々な段階に位置付けられた。この新たな評価は、今日のヨーロッパ学界で多くの研究者の同意を得ているが、近年ますます注目されている南欧中世農村史研究には適合的であった²⁾。南欧の所領明細帳は記載様式が異なる上に、ここにはロワール＝ライン間地域のような多くの大荘園は検出されない。従来この点は、中世初期南欧農村の相対的な後進性の現れと簡単に評価され、カロリング勢力下のヨーロッパ南北での農村構造の相違が細心に検討されることはなかった。しかしロワール＝ライン間地域でも中小荘園を始めとして、古典荘園制に組み込まれない土地所有が注目されるようになると、南欧で同様に見られるそうした土地構造も否定的評価を前提とせず、南欧農村社会独自の動態を知るための手掛かりとして検討されるようになったのである³⁾。

古典荘園制を巡るこうした近年の研究潮流は、イタリア学界でも軌を一にして認められる。50年代にはすでにヴィオランテの業績⁴⁾を契機とした、古典荘園制再検討の機運が生まれていたという⁵⁾。しかしながら、続く60年代から70年代前半にかけては、ヴィオランテに共鳴して古典荘園制を検出しようという仕事が即座に続いたというよりも、むしろ中世農村に関する多くの実証的な個別研究が公刊された。この時期には、新しい手法によるイタリア学界以外からもたらされる研究も多く発表され、イタリア学界での

個別研究が、それらに触発されることが大きかったという⁶⁾。

このように、ヴィオランテの問題提起がありながら、しばらくは主要な研究主題とはならなかった古典荘園制を、一つのモデルとして中心に据え、70年代以降、中世農村史研究を積極的に展開するのが、ボローニャ大学を中心とする研究グループであった。まず、問題とされたのは、中世初期から紀元千年に向けて農民と領主のそれぞれが展開した農村開発である⁷⁾。森林を利用した豚の放牧や川・池での漁労といった、牧畜と採集を主要な部面とした農業経済が、漸次的な開墾によって、穀物・ブドウ栽培中心へと展開して行く様子が、殊にイタリア北部を横断するポー河流域の多くの事例をもとにして、活写された⁸⁾。そして、まさにこうした農業経済転換の要となる組織こそが、開墾と穀物・ブドウ栽培を奨励・促進する古典荘園制的経営であったことが、示唆されている。

古典荘園制形成のダイナミズムは、このように生産活動の深部に求められたが、その過程の検討は、中世初期における領主－農民関係の成立過程の解明として、主に社会構造の側面に力

6) Fumagalli [24]; [20] pp. 187-202. 残念ながら本稿では、イタリア以外の国で精力的に進められているイタリア中世史研究の個々の成果を詳しく取り上げる機会はない。しかしながら、イタリア中世史研究におけるフランス学界での第一人者トゥベールの仕事(Toubert [49] [50] [52])は、単にイタリア学界のみならずヨーロッパの中世史研究全般に大きな影響を与えた傑出した業績であり、特に引用しておきたい。

7) Fumagalli [23] pp. 25-60.

8) 本稿ではなお本格的に取り上げるには至らないが、中世初期から盛期にかけて、牧畜と採集の比重が高い状況から、開墾と農業技術発展によって農耕中心に移っていく過程の解明は、70-80年代にボローニャ学派があげた主要な成果の一つである。モンタナリの手がけた中世初期食物史(Montanari [37] [42])もその一部を成しているが、こうした方向での集大成としては1986、87年に「中世の森」をテーマに行われた研究集会から生まれた論文集([14])がある。

2) 古典荘園制再評価と南欧社会研究の交叉については、平嶋[56]89-92頁参照。

3) トゥベールの業績(Toubert [48] [51])に見られるような所領形態の類型論的整理が、そうした方向での典型的な仕事である。

4) Violante [53]

5) Fumagalli [28]

点を置いて進められた。1978年にフマガッリは、60年代後半の自らの仕事を編纂した論文集を刊行したが⁹⁾、その序の形で、この問題関心を提示した。簡潔ながら力強いこのマニフェストは、フマガッリ自身の、ひいてはボローニャ学派の70年代までの到達点と80年代への展望をうかがわせており、アンドレオリとモンタナリとの共著『イタリアの荘園制—8～11世紀の土地所有と農村労働—』¹⁰⁾として1983年に概括される成果の骨子をなす以下の4点までは、すでにここで明確に主張されている。

まず第1に、古典荘園制の中世初期における生成が強調される。それは当然中世荘園制を古代末期の大土地所有・経営の確固たる存続とみなし、紀元千年を境とするいわゆる都市復興期での農村の動揺の中で初めて分解過程に入っていくとする、従来の連続説に立つ図式の批判となっている。すでにヴィオランテは、9世紀初頭の荘園制が弱体であることを指摘していたが、それがすでに数世紀に亘って存続しており、この時点で「危機」が生じたと捉えた点では、やはり連続説に立っていた。フマガッリはこうした解釈を覆し、一見脆弱に見える9世紀の荘園制を、解体期ではなく生成期の姿であると、捉え直したのである。古典荘園制が優れて中世初期的な現象であることは、フランス・ベルギー・ドイツの学界でも確認されており¹¹⁾、ローマ帝国期の大土地所有・経営が中世への遺産となることが根強く想定されていたイタリアについても、安易な連続説は否定されたのであった¹²⁾。

したがって第2点として、古典荘園制の生成

過程が中世初期について問題とされ、8世紀初頭から準備され始め、カロリング朝の到来とともに成立し、とりわけ9世紀を通じて確立されていくと考えられるようになった。フマガッリはこれを、領主が強い意図によって農民小経営を蚕食し、時には強制的に支配下に吸収して行く過程と捉えるが、農民側の反応は様々で、社会的保護と経済的安定を求めて自発的に領主のもとに身を寄せる者がいる反面、従来言われてきたのとは異なり、農民側からの抵抗がかなり根強いことも指摘している。その結果、中小土地所有経営もかなり存続していくとフマガッリは確信しており、それをカロリング朝の勅令や未耕地をめぐる係争文書だけでなく、多様な土地取引文書での四囲表示などの言及を読み込んで、跡付けているのである。

マニフェストの第3点は、中世初期イタリアの社会経済構造に本質的な影響を与える、複雑な政治的枠組の重視である。農村構造の地域差の問題から始めて、その根本にある農村定住形態に注意を払い、重要なのは民族や地理条件の相違ではなく、経済的・政治的・宗教的・文化的な諸要因を複合した規定性だとの理解である。特に政治的要因の導入は、以後ボローニャ学派の研究の中でも、特に充実した成果を生むことになる。とりわけ印象的なのは、イタリア北部

9) Fumagalli [23]

10) Andreolli/Montanari [13]。以下当書の著者名をA & Mと略す。

11) 森本[59]306-15頁。

12) 古典荘園制中世初期生成説批判の論拠として、一般にラヴェンナパピルスとして知られ、ミュンヘンに伝来しているところからイタリア学界では〈Codice Bavarо〉とよばれる、ラヴェンナ教会文書の集成《Breviarium ecclesiae ravennatis》(Rabotti(ed.) [6]) が引用される。6世紀後半と同定された記録にみられる重い賦役労働に依拠して、ジョーンズはこの時期の荘園を「すでに成熟した」ものと捉えていたのである(Jones [35])。しかし現在ではその年代決定が再び議論される一方、これ一通の文書のみを論拠にイタリアの古典荘園制の確立を断言することは、慎重な態度が求められている(Andreolli [9])。

について、ロンゴバルド支配からフランク勢力の支配下に入ることになったいわゆる『ランゴバルディア』《Langobardia》地域と、長くビザンツ支配下であって、中世初期にはロンゴバルドとフランスの影響から排除されていた『ローマニア』《Romania》地域との、農村構造の根本的な相違の検出である。それぞれの社会経済構造の解明とともに、この全く異なった2つの地域の比較検討は、それを規定する種々の要因の中で、政治文化的枠組の重要性を検証するのに、有効だったのである¹³⁾。

こうして政治的要因を強調し、他方で安易な地理的決定論を警戒するあまりか、フランス学界では歴史地理学の伝統と中世考古学の発展によって大きな発展を遂げた定住史に、ボローニャ学派が大きな関心を払ってきたとは言えない。トゥベールによる城を中心とした南欧型定住モデルの評価という形で、70年代後半以降に一定の発言が見られ¹⁴⁾、また農民家屋などの研究が着手されてはいるが¹⁵⁾、この分野での努力はなお限られている。イタリア学界での定住史への問題意識は、ボローニャ学派にではなく、セツティア、コンバラの研究グループに受け入れられ、イタリア北部に関する研究には一定の成果を上げている¹⁶⁾。中世考古学への関心も決して

小さくはないが¹⁷⁾、やはりボローニャ学派の統領は、中世初期イタリア中・北部についても豊富に伝来する、法典や土地取引文書といった文書史料の分析に発揮されているようである。

最後に第4点として、フマガッリは、農民層についての第二次大戦以降ヨーロッパ学界での動向を考慮しつつ、領主－農民関係を考察する際の独自の視角を提示する。イタリア学界でもヴィオランテの研究以来、中世農村での人と人の結び付きの研究はその多様な局面が問題とされるようになり、この点ではフランス学界のいわば社会史的な問題意識に近接して行くのが認められる。しかし、その中でも、地代と賦役労働を通じた中世初期の領主－農民関係をフマガッリらが考察の要とし続けていることが表明されるのである。

このような一連の知見を得るのに必要な研究の中で、最も重要な史料の1つに挙げられているのが、イタリアに固有の史料とされる短期農地契約、すなわちラテン語では一般に単に《libellus》の語で呼ばれるが、イタリア語では通例《contratto di livello》「リヴェッロ契約」

(本稿では以下L契約と表記)とされる文書である¹⁸⁾。自由身分を持つ直接耕作者たる農民と、土地所有者である領主との間に交わされるこの農地契約には、契約対象の土地の描写や賦課の詳細な規定が含まれ、当時の領主－農民関係は言うまでもなく、農業活動や開墾の進捗状況を

13) これら両地域の比較史は魅力的なテーマとして多くの研究者の関心を引き付けている。地域差を前面に打ち出して教会史や社会経済史の観点から中世農村を考察したものとして、Castagnetti [15]; Montanari [43]; Pasquali [45]を参照。

14) [2]「トゥベールによる中世ラティウム地方の農業・インカステラメント・社会・国制」と題されたこの書評論文には、イタリア中・北部を研究対象とする論者達が、トゥベールの名著 ([49]) に対する農村史・食物史・定住史・国制史の観点からの批評を寄せており、総合的な検討として参照しうる。殊に、Fumagalli [21]参照。

15) Galetti [32]

16) Settia [47]; Comba [16]

17) 例えばフマガッリが『中世考古学』によせた[27]を参照。

18) 《libellus》の他に、《livellus》《libellaria》《libellarium》とも表記され、形容詞《libellarius》の形でも頻繁に書き記されている。本稿では、対象とする農地契約をリヴェッロ契約(L契約)と総称する。ラテン語については、J.F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, Leiden, 1976, pp. 605-7を参照(以下本稿ではNiermeyerと略記して該当頁のみを示す)。

もうかがわせてくれる言及に富んでいる。さらに、所領明細帳の出現が9世紀末から10世紀と、カロリング朝の中心地域よりずっと遅く、その記載様式も異なるイタリア中・北部を対象とする研究では、とりわけ形成過程にある荘園制の動態的把握のためには、L契約がより一層有力な史料なのである¹⁹⁾。

L契約を含む農地契約は、早くから法制史研究者と中世史研究者双方の注目を集めており、最初は、領主と農奴の関係を解明する史料として取り上げられた。1910年発表のルツァートの古典的研究「9-10世紀教会大所有の非自由人」²⁰⁾を出発点としたこの潮流は、第一次大戦後1つのピークを迎える²¹⁾。この時期の関心は、直接耕作者との契約のみに限られてはいなかったし、法制史的観点からの検討が重視される場合は、主眼は、必ずしも中世初期農村の姿を解明することに向けられていた訳ではなかった。しかし、ここで達成された豊かな蓄積は、第二の頂点というべき現在の研究の隆盛の中で、ボローニャ学派によって批判的に摂取されている²²⁾。ボローニャ学派にあっては、法制度上の変遷も考慮した明確な定義づけを重んじつつ、それを越えて、重要な地域を選んで網羅的な史料検索と刊行が企てられ、農地契約研究の新たな発展を導いた。まとまった史料刊行はまだ完成していないが、従来の刊行史料集と未刊行史料を丹念に調査して作成された史料リストが、すでに整えられている。こうした堅実な作業と並行して、特に社会経済史的観点から個々の史料

の検討が進められ、そこから得られた新しい知見が、中世初期イタリア農村史研究を大きく前進させてきたのである。

本稿は、イタリア中世を対象とした我が国の社会経済史学界では従来知られることの少なかったL契約に代表される農地契約を取り上げ、この史料の豊かな可能性を明らかにすることを目的としている²³⁾。筆者の作業はまだ緒に就いたばかりであり、また紙幅の制約もあることから、本稿では、中世初期イタリアの中・北部の3つの異なる地域から、9世紀中葉の典型的なL契約をそれぞれ一つずつ選んで比較検討する。時代・地域を特定した史料の網羅的な検討と数量的分析は将来の課題として、ここではまず、個々のL契約文書の語るそれぞれ異なる内容に注目し、文書自体の持つ問題点を併せて考察して、今後の研究の手掛かりとしたい²⁴⁾。

II リヴェッロ契約

1 史料類型

ーリヴェッロ契約文書の特徴ー

中世初期イタリアでは、土地を巡る法関係を盛り込む文書形式には、リヴェッロ契約のほかにも、プレカリア契約とエンフィテウジ契約と呼ばれるものがあった。確かに、アルプス以北

19) A & M [13] pp. 123-6.

20) Luzzato [36] pp. 1-179.

21) Fumagalli [23] pp. 14-5.

22) 中でも、一貫して法学的見地から農地契約を検討してきたグロッシの仕事は、現在でもスタンダードな業績として準拠されている (Grossi [34])。

23) 中世イタリアを対象とした我が国の社会経済史研究は、従来都市史を中心として商業・金融・手工業が主たる関心の的になってきたと言ってよく、しかも多くは中世盛期から後期にかけてを扱っている。これに対して、中世初期農村史の問題に関しては、残念ながら先行研究は非常に限られている。本稿では特に故星野秀利氏の業績 ([57][58]) を引用するにとどめたい。

24) 筆者は、第88回史学会大会 (1990年11月11日、於東京大学) で、「中世イタリアの農地契約について」と題した報告をする機会を得た。本稿は、この報告を練り直し、時間の都合上紹介できなかった史料を加えて、新たに執筆したものである。

ではよく知られているプレカリア文書は、イタリアにも伝来している。エンフィテウジ契約は更新可能な三世代契約で、一般には永代保有契約と考えられており、とりわけビザンツ支配下にあった地域では広く見られた。イタリアでは、これらの内容は専ら領主間での土地寄進や譲与を仲立ちとする封建関係に関わるものが多く、本稿の目的から、ここでは領主—農民関係を直接反映しているL契約文書の分析のみが問題となる。

さて、中世初期イタリア中・北部のL契約は、個別所領の地理的条件の相違に加えて、時代と地域の社会経済構造を反映して、その形式・内容にかなりの幅を有している。しかしながら、ここで対象とする大多数のL契約から標準的な農地契約を再構成してみると、以下のようなものと考えられる。契約形式に関して、『libellario nomine』『libellus』の名において、『libellario jure』『libellus』の法において、『libellario titulo』『libellus』の資格において、『libellario more』『libellus』の慣習において』などの表現が文書の始めの方に現れる²⁵⁾。契約内容としては、まず、29年間の契約年数—これは、更新可能であるが、個々の契約期間がローマ法で長期占有から所有権を生じる30年間に至らないことに注意—が明記され、対象となる土地への居住義務が、時にそこでの家屋の建設ないし再建の義務を伴って記される。領主への支払は以下の3点に互る。まず、定率生産物の形で支払われた地代がある。最も頻繁に見られるものは穀物とブドウ酒で、イタリア中部ではこれにオリーブが加わり、さらに庭畑地や放牧地からの支払が要求される場合もある。次いで、農民が給付

しなければならない賦役労働が規定される。これらの他に、クリスマスや復活祭など毎年決まった祭日には『贈物』《exenia》支払の義務があり、それは、定量の鶏・卵あるいは家畜に加えて、小額のデナリウス貨納付の形を取った。続いて、契約満期時における家畜や農具といった動産の領主農民間での分配規定が見られる場合がある。加えて、領主裁判権への服属義務や領主役人の歓待義務など、人身的支配の要となり得る規定も散見される。そして多くの文書は末尾に、契約義務違反に関する罰金規定が付記されているのである。こうしたL契約は文書が2通作成され、両契約当事者がそれぞれ1通ずつ保持したという²⁶⁾。

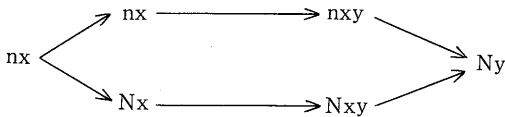
《libellus》《libellarius》の語が現れた契約文書は、古代末期から12-13世紀までと長期に亘り存続しており、それらの総合的な統計処理による分析は行われていないが、本稿で問題とされる時期が、文書伝来の量的なカーブの頂点の1つをなすことは確かである。さらにより重要なのは、《libellus》《libellarius》の語を含む文書のうち、この時代のものだけが、領主と直接耕作者としての農民との間で結ばれ、特定の内容が盛り込まれた短期の農地契約なのである。つまり、同じ《libellus》と呼ばれながら、時代によって法関係にも内容にも質的変遷が見られるのである。その中で特定時期の文書のみが特定内容の農地契約として現れるのは、固有の社会経済的事情を反映していると考えられ、アンドレオッリはこうした観点から、L契約の成立と変遷を解明した²⁷⁾。それによれば、ローマ帝国末期には奴隷制の衰退により大土地所有の内部でも短期の土地貸借が徐々に普及し始め、三世代も

25) Andreolli [8] p. 290.

26) A & M [13] p. 94.

27) Andreolli [8]

しくは29年間の期限を明記した土地賃借契約の観念が4世紀中葉に成立していたという。一方、もともとは種々の取引を書き付けた文書一般を指す《libellus》の語が、土地賃借と結び付いたことを示す表現は、《libellario titulo》という形で6世紀前半の書簡に初出する²⁸⁾。しかしこれらは土地所有者間の貸借関係であった。アンドレオリは、契約内容の定着と文言の定着という二つの水準を混同しないよう留意しつつ、文書史料（法典類を含む）と記述史料を検索して同一文言の語義上の変遷を解明する手法を取り、次のような図式で説明している。



n（特定文言なし。文書一般を指す《libellus》）

N（特定文言としての《libellus》）

x（非耕作者）

y（耕作者）

L契約を示す特定文言としては《libellario nomine》《libellario jure》《libellario titulo》《libellario more》が挙げられ、また、土地を委ねられたのが直接耕作者であることを見分ける指標としては、定住義務・裁判集会への参加義務・直領地での賦役給付があること、明らかに間接契約と分かる文言（『耕作させるために』《ad laborare faciendum》etc.）がないこと、契約義務違反の罰金が100ソリドゥスを超えないこと、これら3点が指摘される²⁹⁾。

さて、この図式によれば、当初は非耕作者間で結ばれた、特定文言を持たない土地賃借(nx)

が、やがて一部で特定文言を持つようになるが(Nx)、この変化の時期は4世紀中葉以降7世紀末までとされる。さらに、直接耕作者たる農民との土地賃借(nxy/Nxyの両者)も増加してくるが、この変化は8世紀のロンゴバルド時代である。ただし、そこには《libellus》が特定文書として用いられる場合(N)も、そうでない場合(n)も併存している。最終的に、《libellus》が総て直接耕作者との29年間の土地賃借関係を規定したものとなる(Ny)のは、9世紀前半のカロリング期である。しかし、これは半世紀しか続かず、早くも9世紀後半には《libellus》は一部でエンフィテウジ契約と混交されて、長期の土地賃借契約にも使われるようになってしまったという。

こうして9世紀前半に確立したL契約には、さらに地域によって、文書の伝来数と内容に大きな違いがある。現在までの研究で、イタリア中・北部に伝来している8-10世紀のL契約史料群は、おおむね政治的枠組に一致した地域区分によって、ランゴバルディア(以下La地域と表記)・ロマーニア(以下Ro地域と表記)・トスカーナ(以下To地域と表記)・イタリア中南部の4つに区分されており、前三者については、それぞれ史料の網羅的な調査について一定の成果がすでに挙げられている。本稿では、こうした史料状況とボローニャ学派の研究成果に鑑み、特にこれらの3地域を対象としたい³⁰⁾。

La地域については、1986年までの刊行史料リストから、現段階では98通の文書伝来が確認されている³¹⁾。Ro地域については、刊行史料リストで確認される64通³²⁾とは別に、〈Codice Bavaro〉³³⁾に含まれた文書の中で、L契約と判定されたものが18通数えられる³⁴⁾。To地域では、ルッカ司教座教会史料とモンテアミア

28) *Ibid.*, p. 281.

29) Andreolli [5] p. 70.

タ修道院史料の数が飛び抜けて多く、8-10世紀には総計500通を超える史料が伝来していると言われる³⁵⁾。

Ro 地域は、伝来数が多くない上に、その年代が他地域と比べて遅い³⁶⁾。すなわちリストに拠れば、870年代以降に4通の史料が伝来しているが、残りの60通は総て10世紀のものと確認されているし、〈Codice Bavaro〉に含まれる主要史料の年代は960年代から980年代とされているの

で³⁷⁾、ここに含まれる18通のL契約も10世紀のものである。こうして、伝来数が増加する時期が900～950年と他地域より1世紀遅くなっているのである³⁸⁾。この地域が長くビザンツの影響下に置かれたため、中世初期にロンゴバルド・カロリングの影響力浸透が遅かったことが、Ro 地域の独自性の本質的要因だったことは容易に想定される。その1つとして重視されるのが法慣行であり、ここでL契約が少なく、遅いのは、そもそも〈libellus〉の語を持つ契約形式が例外的であったためというのである。すなわち、土地貸借関係の文書では、ラヴェンナを中心とするこの地域ではエンフィテウジ契約が優勢であり、それは東ローマ帝国の伝統をひいてこれを重視したユスティニアヌス法典に大きく依拠しているからであるのに対し、ここ以外の地域ではL契約の最初の法制化の条項を含むテオドシウス法典を重用していたからであるという³⁹⁾。

確かに、特有の法慣行が、Ro 地域で〈libellus〉形式の一般的な浸透を阻む障害の1つであったと言える。しかし、より本質的な契機は、やはり農村構造を規定した社会経済的要因であったと思われる。Ro 地域でL契約が少数にとどまったのは、新しい領主-農民関係のもとで作成されるはずの農地契約が、エンフィテウジ契約に従来盛り込まれてきた関係を覆すまでの影響力を持ちえなかったことを直接の理由とすべきであろう。事実、ここに伝来しているL契約の中には、逆にエンフィテウジ契約の影響を受けて、La 地域や To 地域とは異なった姿を示すものすらあるという。〈Codice Bavaro〉に含まれるL契約の一部には、他地域とは全く異なる

30) イタリア中南部地域は、ファルファ、カーヴァーティ、ティレニといった有力修道院史料を擁しているが、その一部の印象的な引用は多くとも、残念ながら史料の網羅的検索と統計処理がまだ完了していない。ルッカからイタリア中南部へ範囲を拡大しつつあるアンドレオリの研究 (Andreolli [10]) も、まだ緒に就いたばかりである。また、現在までイタリア中南部のL契約の最もまとまった検討が、ポローニャ学派のものではなく、フランスでの中世イタリア研究者トゥベールの手になるラティウム地方の研究 (Touber [49] pp. 516-33) に含まれている点も、この地域を敢えて取り上げない理由の一つである。基本的な問題関心を同じくし、各々の研究成果に学びあっているとはいえ、ポローニャ学派とトゥベールとの間には、方法論的な面で見解の相違があるように見える。ことに、古典荘園制の構造と中世初期における定住-農業構造の変化 (いわゆるカストルム化 (incastellamento)) の評価を核として、両者の結ぶイタリア中世初期社会像には微妙な相違が見られるようである。この点を解明した上で、イタリア中南部をも含んだ比較検討を行えたならば非常に興味深いであろうが、残念ながら本稿では取り扱うに至らなかった。

31) Montanari [41] この地域に属する史料群の1つである、中世初期ピアチェンツァ司教座教会史料の網羅的な刊行 (Galetti (ed.) [4]) の過程から、なおL契約であるかどうかの確認作業が終了していない文書があることが分かっている (Galetti [33] p. 72 参照)。

32) Montanari [41] このリストは65通を記載しているが、先頭の783年イーモラの史料が、モンタナリの詳しい解釈によれば、L契約ではなく、ここでの〈libellus〉は単なる『文書』を指すという (Montanari [40] p. 101, n. 9 参照)。

33) 前掲注12) 参照。

34) *Breviarium*, Rabotti (ed.) [6] 104頁の事項索引で〈libellus〉の項を参照。

35) 8-9世紀ルッカの史料については Andreolli [5], 10世紀のルッカ史料については, Id. [6] p. 29, n. 1 を参照。モンテ=アミアータ修道院史料に含まれるL契約は, Id. [3] で詳細に紹介されている。

36) Montanari [40] p. 87。

37) *Breviarium*, Rabotti (ed.) [6] XVII 参照。

38) Montanari [41] p. 42。

39) Andreolli [7] pp. 173-4。

次のような規定が見られるとされている。保有期限の29年ではなく世代単位での規定、農民保有地の《fundus》⁴⁰⁾という独自の経営単位での編成、同じくこれに準拠した所在地比定、貨幣賦課のデナリウス・ソリドゥス体系でなく銀《mancusus》への準拠、さらに2年間の賦課未納による保有農の追放規定であり、これらにはエンフィテウジ契約からの影響があると言う⁴¹⁾。

Ro 地域に対して La 地域と To 地域は、ともに継起的にロンゴバルド・カロリング勢力の支配下にあった地域で、古典荘園制の記録として知られる所領明細帳が、イタリアでは唯一伝来する地帯である。ところが、To 地域に属するルッカの司教座教会と修道院との史料の膨大な伝来に比べれば、La 地域のものは相対的に少数である。伝来数が少ないことを契約件数自体の少なさと考えてよいとすれば、La 地域では To 地域でよりも、領主・農民間で直接に結ばれる保有契約は少数であったと言える。L 契約は荘園制形成過程の動態的把握に重要な史料であるが、La 地域は他のどこよりもカロリング勢力が確立して、土地構造や農業活動もその影響を強く受け、おそらく荘園制形成にも最も有利な条件が存在したと想定される地域であり⁴²⁾、ここでの L 契約の相対的な少なさが、荘園制形成の弱さに由来するとは考えられない。一見矛盾するかのようなこの史料状況は、La 地域と To 地域の古典荘園制形成過程における非自由人の多少と関係すると考えられているが⁴³⁾、ここではひとまず、こうした史料状況を確認するにとめておこう。

2 史料分析

ーリヴェッロ契約に見る 9 世紀の 農村構造ー

本稿では、L 契約が形式的にも内容的にも確立した 9 世紀中葉の La 地域・Ro 地域・To 地域から典型的なものとして、それぞれ、ピアチェンツァ司教の848年の契約文書(以下 P 文書と表記)⁴⁴⁾、ラヴェンナ大司教の882年の契約文書(以下 R 文書)⁴⁵⁾、ルッカ司教の848年の契約文書(以下 Lu 文書)⁴⁶⁾を取り上げて検討したい⁴⁷⁾。

ピアチェンツァには La 地域の中では相対的に多く37通の L 契約が伝来しているが、新しく史料刊行⁴⁸⁾を試みたガレッティが詳細な個別研究に取り上げており⁴⁹⁾、P 文書もその一つである。Ro 地域での L 契約の初出文書である R 文書⁵⁰⁾は、「荘園制なきイタリア」と呼ばれるこの地域の農業構造を読み解く史料として、印象的な形で紹介されたものである⁵¹⁾。To 地域は、特に恵まれた史料状況にある上、ルッカ司教史料として伝来する実に221通もの L 契約文書が

43) L 契約は自由農民の契約であるため、非自由人は原則として登場しない。したがって、この記録から、荘園制形成過程ですでに領主の支配下にあった従属度合の強い保有農民は把握できない。アンドレオリは La 地域で L 契約が少ない理由として、この地にこうした非自由人が多かったからではないかと想定している (Andreolli [4] p. 130)。

44) *Le carte private*, Galetti(ed.) [4], n. 42, pp. 104-5.

45) *Monumenti*, Fantuzzi(ed.) [3] vol. IV., n. 6, pp. 166-7.

46) *Memoria* [5] V/2, n. 663, p. 398.

47) なおこれらの文書のかなりの部分で、文法的には不正確なラテン語の格変化が見られることに注意されたい。

48) *Le carte private*, Galetti(ed.) [4]

49) Galetti [33]

50) L 契約の普及が他地域より 1 世紀遅い Ro 地域では 9 世紀末に初めて 4 通のみ出現するが、年代的には最も早い870年の文書は、Ro 地域と La 地域の境界地域であるフェラーラから伝来している。そのため R 文書こそが、Ro 地域での L 契約文書初出と考えてよい (Montanari [40] p. 87 参照)。

51) A & M [13] pp. 167-70.

40) 《fundus》と《massa》の関係については、A & M [13] p. 162.

41) Andreolli [7] pp. 176-7.

42) Andreolli [4] pp. 129-30.

アンドレオリによる網羅的な検討を受け、長大な表に整理されている⁵²⁾。その中から典型的なものの一つとしてLu文書を選んだ。

まず、3文書の形式を見てみよう。いずれも、農民側から領主側への請願や申告の形を取っており、領主側は農民が呼びかける相手として指し示されている。農民の義務規定でも、『*debeamus*』『私達は…しなくてはならない』と、農民側が主語で表現される。

契約文書の法的根拠は、P文書では《*libellario nomine*》、R文書では《*libelli nomine*》、Lu文書では《*per cartula livellario*》である。P文書とLu文書では文末で、契約文書が『文書作成者』《*notarius*》により2通作成されたことが明記され、契約当事者の農民による《*signum*》に加え、『証人』《*testis*》の《*signum*》があり、最後に文書作成者の《*signum*》が見られる。R文書でも、契約当事者の農民の《*signum*》が見られる。

契約期間は、P文書では通例よりやや短く16年間である。ピアチェンツァでは29年間契約が一般的になるのは870年頃から10世紀にかけてで、それまではより短期の契約が多いと言われる⁵³⁾。さらに契約期間が29年間より短いのは、イタリア北部に一般的な傾向とされている⁵⁴⁾。R文書では29年間契約で、さらに『私達は、保有者として、私達の手で、保有し耕作すると見なされていた』《*nos ipsi colonis a manibus nostris tenere, et laborare visi sumus*》という表現から、この契約は同一農民との更新であることが示唆されている⁵⁵⁾。Lu文書には契約年限が書かれていないが、To地域では一般に契約期

限が不定であり、おそらく後継者への引継が可能で終身契約であろうと想定されている⁵⁶⁾。契約期間の違いは、後述する契約満期時の農民動産取分規定と密接に関わっており⁵⁷⁾、またより広い見地から、領主—農民関係確立の指標と考えられよう。一般に契約期間が終身に近付けば、農民側の土地保有権確立と並行して、領主側は人身的な農民掌握を強化するであろうし、契約期間が短ければ、農民側の保有権は契約期間満了とともに消失するとしても、契約期間以降は領主支配からは自由と想定されるからである。

家屋と土地について農民は、以下のような居住・耕作・管理の義務を負った。『そこに居住し、耕作し、富をふやすように』《*ad resedendum et laborandum et conquistum inibi faciendum*》(P文書)、『持ち、保ち、耕作し、新しくブドウの植え付けと取り木をし、家屋と水路を修築し、そこに居住し、防備をなし、あらゆるものについて改良するように』《*habendum tenendum cultandum pastinandum propaginandum casas et canales ibidem restaurandum supersedendum defensandum et in omnibus meliorandum*》(R文書)、『上述の家屋に居住し、…あらゆるものについて、よく耕作し管理し改良しなければならない、そして…ブドウを植え付けなければならない』《*in suprascripta casa residere et habitare debeamus, ... bene laborare et gubernare seo meliorare in omnibus debeamus, ... vinea ponere et plantare debeamus*》(Lu文書)。

個々の農民経営の構造については、L契約文

52) Andreolli [5].

53) Galetti [33] p. 78.

54) Andreolli [4] p. 127.

55) 事実アンドレオリ／モンタナーリは、これに「すでに」*già*を補って訳している(A & M [13] p. 167)。

56) Andreolli [4] p. 128.

57) 後述149-150頁参照。

書文面から何が分かるだろうか。直接の手掛かりは、特定の土地資格を意味する《petia》《sors》《fundus》といった語と、《casa》『家屋』、《curtis》『屋敷地』、《ortus》『庭畑地』、《area》『農作業場』、《terra》『耕地』、《campus》『畑』、《sationalis》『穀作地』、《vinea》『ブドウ畑』、《olivetum》『オリーブ畑』、《silva》『森』、《pratis》『採草地』、《pascus》『放牧地』、《salectus》『柳の生えている土地』といった、列挙されている土地種目である。

《petia》はおそらく他の土地単位より小さい地条で、契約文面では、しばしばそこでの耕作種目が言及されるという⁵⁸⁾。Lu文書ではそれは明確ではないが、『ブドウ畑に接した』《uno caput cum uno lato tene in vinea》、『小川に面した』《caput tene in rivo》、『樅林と共にまると』《una cum ipso cerrito in integrum》などの表示から、その地条の性格を想定することはできる。《sors》は《petia》よりも広い面積のまとまりを示すという⁵⁹⁾。最も興味深いのは《fundus》である。この語の一般的意味では村域を示すとされ⁶⁰⁾、P文書で《in fundo et loco Tuna》として地域的広がりを指しているのがそれであろう。これに対し、ラヴェンナのみならず広く中世初期のRo地域全般では、ローマ期の伝統をついで《fundus》は村域や領域を意味しない。ローマ期に所有・耕作・管理の基本単位として農民経営を指したこの語は、中世初期の社会経済的変動を経て、従属農民の経営単位を指すようになったと言われており、土地台帳への記録の際にはそうしたものとして記載の基本単位と

して意識され、土地の所在を表示するための準拠枠でもあり続けた。《fundus》が幾つかまとまってより大きな広がりとなった場合、その集合体は《massa》と呼ばれているという⁶¹⁾。

農民経営の様々な要素を列挙した叙述は、かなり具体的である。ガレットィが言うように、この列挙表現は「現実よりも書式に結び付いた定式」⁶²⁾であり、これのみの分析から農民経営の実態を再構成するのが危険なのは確かであろう。とはいえ、P文書を例にとると、例外的にブドウ畑を含まないこの農民経営からはブドウ酒の地代支払がないという程の一貫性があり、少なくとも列挙された要素自体は、現実の存在を反映していると見なしてよい。

本来補完的な農耕と放牧・採集が同等の重要性をもって中世初期の農民経営を構成している点を、ボローニャ学派は明らかにしてきた。これによれば農民経営は、庭畑地を含む家屋周辺の経営中心地、主に穀物・豆・ブドウの耕作に当てられる耕地、森林や河川など放牧・採集の舞台となる未耕地の3つに支えられている⁶³⁾。一見単調な羅列に思える記載には、この3要素の過不足ない記述を求める意志が働いているのであろうか。家屋と敷地に加えて、集約的に耕作される庭畑地と麦打ちなどの農作業をする広がりを含んだ農民経営の中心区域は、9-10世紀のLa地域では、一般に『敷地・屋敷地・家屋・庭畑地』《sedimen, terra casativa, casativo, terra curativa》と表記されるが、ピアチェンツァではやや異なり、『家屋・屋敷地・庭畑地・農作業場』《casa, curtis, ortus, area》の4要素で

58) Galetti [33] p. 74.

59) *Ibid.*, p. 74.

60) Niermeyer, p. 457.

61) A & M [13] pp. 162, 164.

62) Galetti [33] p. 74.

63) *Ibid.*, p. 74. ここでは Montanari [37] が引用されているが、後に刊行された [14] で他の多くの研究者の成果も知ることができる。前掲注 8) 参照。

記述されるという⁶⁴⁾。R文書では、タウスリアと
呼ばれている《fundus》自体が、農民経営の中
心地としてこれに該当するのではないかと考え
られる。ここでは、記載されるはずの家屋とそ
の敷地の言及が他に全くない上、ブドウ畑以下
種々の耕地と未耕地が《fundus》の外部に広が
っているのが、文面から明らかになっているか
らである。一般的に農民経営単位を指す《fun
dus》の語が、土地の広がりというレベルで
は、経営の中心たる家屋とその周辺地を特に示
すことは想定に難くない⁶⁵⁾。また Lu 文書では、
家屋・屋敷地・庭畑地の存在が、《casa et curte
illa》、《casa ipsa cum curte orto》との表現か
ら明らかにされている。

耕地としては、P文書では『耕地・採草地』
《terra pratis》、R文書では『ブドウ畑・穀作
地⁶⁶⁾・畑・採草地』《vinea terra campus
pratis》、Lu文書では『オリーブ畑と共に耕地と
ブドウ畑』《terra seo vinea una cum ipso
oliveto》が挙げられる。続いてP文書では『放
牧地・森』《pascus silva》、R文書では『放牧地・
森・柳の生えた土地・間欠的穀作地⁶⁷⁾・川・穴・
水』《pascus silva salectis sactionalis riva fovis
aqua》が見られる。川や水の言及に関連して、

家屋とともに水路の修築が文書後半で要求され
ていることを予め指摘しておこう。Lu文書では
未耕地の明確な記載はないが、農民経営の要素
である幾つかの《petia》のうち小川に面した地
条は、そうしたものの一部であろうと考えられ
る。

こうした経営から、毎年土地所有者へ地代・
贈物・賦役労働が支払われた。フマガッリが先
鞭をつけた研究から、定率生産物地代の重さには
顕著な地域差が検出されており⁶⁸⁾、まずこれ
に注目してみよう。ブドウ畑が言及されていな
いP文書では、地代の対象は穀物だけで、『冬穀
物』《granum grossum》からは3分の1、『夏穀
物』《granum minutum》から4分の1という、
ここでは標準的とされる率⁶⁹⁾が規定されてい
る。この地域でブドウ酒の地代がある場合は、
一般に2分の1支払とされている⁷⁰⁾。R文書で
は、『冬穀物』《labor major》と『夏穀物』《labor
minutus》に豆を加えて、ここからは8分の1を
納付し、さらに麻の8分の1とブドウ酒の3分
の1を支払っている⁷¹⁾。Lu文書では、新規植付
のブドウからは5年間支払を免除する⁷²⁾が、そ
れ以外のブドウ酒については、2分の1ないし
3分の1の支払を定めている。9世紀のルッカ

64) Galetti [33] p. 74.

65) モンタナリーによれば、《fundus》はさらに未耕地
と対比された「より集約的に耕作される」土地をも
指すという (Montanari [38] p. 5)。一般的に農民
経営単位を表す語が、土地の広がり次元では家屋
とその周辺地を意味するように、農耕活動の次元で
は、実際に家屋周辺に広がる集約的耕作地が、この
語から想起されるからであろう。

66) Ro 地域での《terra》については、Montanari [38]
pp. 10-1 参照。

67) 《sactionalis》は一般に穀作地を意味する (Nier
meyer, p. 940 参照)。この文書の中で、未耕地の土地
種目の中にこの語が挙げられる理由は、明らかでな
い。先行研究者の説明もないため、本稿では、トゥ
ベールの中世農耕技術に関する言及 (Toubert [49]
pp. 246-50.) を参照して、間欠的にしか耕作されない
粗放的穀作地と想定した。

68) Fumagalli [18][19][24].

69) Galetti [33] p. 79

70) *Ibid.*, p. 79

71) Ro 地域では《labor major》は小麦・大麦・ライ
麦・スペルト小麦など、《labor minutus》はアワ・
キビ・ヒエなどの雑穀類を指すという (Montanari
[38] p. 11)。

72) 中世初期からブドウ栽培とブドウ酒作りは重要で、
9世紀のL契約文面でも、ブドウ栽培とそれにつ
いての支払には、地域を問わず、細かい配慮がなされ
ている。栽培地の局地的条件による徴収率変更や、
新規植付からの5年間の徴収減免規定は、ルッカに
限らず各地で見られるという (Galetti [33] pp. 79-
80; Andreolli [5] pp. 115, 117.)。中世イタリア北部
のブドウ栽培とブドウ酒作り全般については Pini
[46]、特に Ro 地域に関しては Pasquali [45] p. 117.

では、ブドウ酒は一般に2分の1徴収だが、定額支払もかなりあり、不定率と3分の1徴収も1例ずつ見られるという⁷³⁾。Lu文書では『適法に絞り機にかけてブドウ酒とされたもの』《*uba legitime calcata et indi vinata*》は3分の1納付が定められている。この徴収率の由来は確定できないが、表現の仕方は絞り機に関わる領主の使用強制権とそれによる別の賦課租の存在を想定させる。しかし、これに関する研究者の言及は残念ながらまだない。さらにルッカでは例外的に、作物の指定がないまま、『主がお与えくださるようお決めになったその他のものから2分の1』《*medietate de alias quas Dominus exinde res donare dignatus fuerit*》を支払う、という規定がある。

領主への負担についてフマガッリによって最も強調されたのは、La地域とRo地域の相違であった。一般に前者では、穀物の3分の1もしくは4分の1・ブドウ酒の2分の1もしくは3分の1が納付されたのに、後者では穀物は10分の1から5分の1・ブドウ酒は3分の1もしくは4分の1が、慣習的定率と言われる。この相違の説明を、ポローニャ学派は結局のところ経済的な理由ではなく、政治構造に根差した行政的・文化的相違に求める仮説を提出している。La地域に多い3分の1徴収は、おそらくその起源を占領先の土地と生産物の3分の1を入手できる「征服者の権利」に持つが、Ro地域に多いより低い率は、ローマ期の小土地所有者による定率地代の伝統ではないかというのである⁷⁴⁾。

これに対し、Lu文書に見られる2分の1徴収に関しては、また異なる説明が必要となろう。

フマガッリは1971年の論文⁷⁵⁾で、To地域に見られる2分の1という高率は、この地域の重い賦役労働と同様、ロンゴバルド王国時代の遺制と考え、フランク王権の浸透によって、契約内容の改善が見られたはずとの仮説を提唱した。フランク支配に入らなかったTo地域南部のスポレート公国に含まれたファルファ修道院領の検討から、ここで重い定率徴収が続き、契約内容の改善は11世紀初頭に初めて見られるという事実も、フランクの影響力が欠落したことから説明されるというのである。

しかしながら、ルッカはカロリング王権支配下に入ったにもかかわらず、そこで作成されたLu文書では、2分の1支払という重い負担が課されたままである。結論を先取りして言えば、近年の研究によってフマガッリ仮説は支持しがたい幾つかの理由を指摘されており、ことにアンドレオリの分析が明らかにしたルッカの状況とも適合的ではない。確かに、8世紀末のルッカに伝来するカロリング勢力到来直後の25年間のL契約には、ロンゴバルド時代のそれと大きな変化は見られないという⁷⁶⁾。だがアンドレオリによれば、ロンゴバルド期の契約では2分の1徴収が規定的であった訳ではなく、優越だったのはむしろ定額地代であった。9世紀になっても、確かにブドウ酒・オリーブはともに2分の1徴収が一般的だが、穀物と豆は定額規定が多い。こうした点を含めて、結局のところ、フランク勢力の浸透に伴う契約内容の明確な変更はないという⁷⁷⁾。2分の1支払の起源については、フマガッリ仮説が様々な面から批判されながらも、これに代わる学説が提唱されている

73) Andreolli [5] p. 117.

74) A & M [13] p. 166.

75) Fumagalli [18]

76) Andreolli [5] pp. 86-8.

77) *Ibid.*, pp. 73-83; Andreolli [6] p. 36.

訳ではない。そのためには中世全般を通じた農地契約分析と、時代的変遷の追跡が必要とされるが、こうした進展の中から解明の糸口が見いだされるかもしれない。これについては、中世盛期に To 地域のフィレンツェでよく知られた、いわゆる『分益小作』《ad medietatem》契約との関連がまず想起されるであろう⁷⁸⁾。

地代に続く現物での支払は、『贈物』《exenia》である。もともとは、領主に対する農民の従属の象徴とされるが、実質的には、地代徴収の対象からは除外されていた、庭畑地の生産物から支払われるべき賦課租になっていった⁷⁹⁾。慣習的に鶏と卵での納付だが、その数にはおおむね 1 羽と 5 個という決まりがあるという⁸⁰⁾。P 文書に見られるように、ピアチェンツァでは鶏 2 羽・卵 10 個が標準的とされる⁸¹⁾。Lu 文書には含まれていないが、アンドレオリの検討からは、ルッカでも鶏 2 羽・卵 10 個が一般的とされている。

Ro 地域でも鶏と卵が慣習に従い同様に支払われている⁸²⁾。しかしながら R 文書では、鶏の支払は卵を伴っておらず、鶏は『森林放牧のための支払』《uno glandaticum》とともにでてくる。これはガレッティが言うように、「保有農が未耕地利用のために支払う賦課租と《exenia》が混同された」⁸³⁾ 場合ではないかと思われる。アンドレオリもルッカの検討から、森林放牧の対価は「負担が重いため、純粹の《exenia》には数えにくいのだが」としながらも、やはり

《exenia》の項目に分類しており⁸⁴⁾、同時代人も研究者も認めるように、ともに耕地以外の土地からの徴収という点で、《exenia》と未耕地利用のための支払は性格が近接したものと考えてよいだろう。

ガレッティによれば、ピアチェンツァでは一般に、未耕地利用のために、2 もしくは 4 デナリウスを、豚の森林放牧には、賦課租として領主の側へドングリの 2 分の 1 を支払うとされている⁸⁵⁾。Ro 地域でも森林放牧の対価である《glandaticum》として、ドングリ 3 分の 1 か豚 1 頭、もしくは貨幣 (2, 4, 12 デナリウス) などの納付規定が見られるという⁸⁶⁾。R 文書では『森林放牧のための支払もともに欠けることなく』《uno glandaticum in integrum》の規定が見られ、おそらくドングリが総て領主側へ引き渡されたと解釈している⁸⁷⁾。ルッカでも、森林放牧のための 3 分の 1 もしくは 2 分の 1 に及ぶドングリの納付規定が見られることを、アンドレオリが言及している⁸⁸⁾。

《exenia》や未耕地利用のための支払に近いものとして、貨幣支払が見られる。その性格を明らかにするのは容易ではないが、特定の賦課の代替である場合と、広い意味での貢租として貨幣自体が要求されている場合との 2 つがある。前者では森林での豚放牧の対価のみが貨幣納になる場合から、8-10 世紀のピアチェンツァの一部や 9 世紀のピサではほぼ全部がそうであったように、『あらゆる賦課について』《pro omni censo》との表現で、総ての生産物支払が貨幣で代替される事例までが確認されている⁸⁹⁾。後者

78) これは広くイタリア中世盛期農村に関わる問題と意識され、モンタナリも Ro 地域についてすでに取り上げている (Montanari [40])。

79) Montanari [41] p. 51; Galetti [33] p. 80.

80) Andreolli [6] p. 49.

81) Galetti [33] p. 80.

82) Montanari [38] p. 15.

83) Galetti [33] p. 81.

84) Andreolli [5] p. 118.

85) Galetti [33] p. 81.

86) Montanari [38] pp. 7-8.

87) A & M [13] p. 168.

88) Andreolli [5] p. 118.

は例えば P 文書に見られ、ガレッティによれば、《exenia》と共に納められている 2 デナリウスは、そのもの自体が貢租として要求されており、『贈物』と同じ性格を示すと考えられている。ルッカではこうした貨幣貢租が広く賦課されている上、半分以上が 1 ソリドゥス以上という高額支払なのが目を引く。その個々の性格は明らかではないが、852 年以降のジェレミア司教の在任期間には貨幣支払はしばしば、『貢租を支払うべく』《ad censum persolvendum》と記載される点が特に注意されている⁹⁰⁾。

続いて、次のように賦役労働給付が規定されている。『私達は、年毎に賦役労働を毎年 2 週間、1 週間は牛と共に 1 週間は手で、このトゥナので給付するが、領主が食料を提供する』

《operas per anno epdomatas duas, una cum boves et una manibilis, facte in ipso loco Tuna cum anona domnica》(P 文書), 『私達は賦役労働を、年毎に 2 日を牛と共に 2 日を手で、私達が命令された時に、私達の地域で給付しなければならない』《operas vero angariis dare debeamus duas cum boves, et duas a manibus omni annualiter quando imperati fuerimus in nostra curte》(R 文書), 『私達は、貴方がたに必要な限り、毎週 3 日賦役労働を給付しなければならない』《angaria vero vobis facere debeamus per singulas ebdomadas dies tres, udque vobis autilitas fuerit》(Lu 文書)。個々の規定は簡潔だが、まず賦役労働の給付量・時期・給付先・内容について検討して見よう。給付量は、P 文書では 1 年に 2 週、R 文書には 1 年 4 日⁹¹⁾、Lu 文書には 1 週に 3 日の規定

がある。ピアチェンツァでは年間 5 日～12 日の賦役が多いとされ、年間 2 週の賦役はこの標準的給付量の枠内にあるとはいえ、相対的に重い方である⁹²⁾。これに対し、年間 4 日という R 文書の賦役労働給付はさらに少ない。しかも、8-10 世紀の Ro 地域で賦役労働が給付されている契約のうち、半数までがこの日数を越えないというのである⁹³⁾。ところが、9 世紀ルッカでは、週 2～3 日の給付が標準的とされている。しかも To 地域全体でも週 3 日の賦役が 9 世紀に最も普及した規定だと考えられており⁹⁴⁾、ここでの賦役労働は他地域と比べ非常に重い負担となっている。

これ程異なる各地域の賦役労働の内容と、農業活動での位置付けが問われなくてはならない。まず賦役労働を指す用語に注目すると、《operae》(P 文書), 《operae in angariis》(R 文書), 《angaria》(Lu 文書)と異なっている。

《opera》《angaria》のいずれも各地で登場するが、La 地域では《opera》は『賦役労働』, 《angaria》は『運搬賦役』と常に区別されるのに対し、Ro 地域では幾つかの例外を除いて、《opera》と《angaria》が同義で、共に農耕の賦役労働を指すという⁹⁵⁾。これらとは異なり To 地域では、一般に《angaria》が農耕賦役を意味するとされている⁹⁶⁾。従ってここで取り上げた 3 つの事例は、ともかく農耕のために賦役労働を給付していたと考えられる。

給付の時期はいずれにも明記されていない。ただし R 文書では『私達が命令された時に』, Lu

89) Galetti [33] p. 81; Andreolli [5] pp. 147, 153.

90) Andreolli [5], p. 118.

91) Montanari [41] p. 46 Tavola 2 参照。年毎に数週間という規定は Ro 地域にはないと考えられている。

92) Galetti [33] p. 84.

93) Montanari [41] pp. 46-7.

94) Andreolli [5] pp. 119-20; Id. [6] p. 36.

文書では『貴方がたに必要な限り』という条件がつけられており、いずれも領主の恣意が強く働く可能性が伴った表現である。その給付先は《in loco Tuna》(P文書)、《in nostra curte》(R文書)と指定され、最も負担の重いLu文書では給付先が明記されていない。P文書で『トゥナの地で』と記載された場所は、別の『トゥナの地にある貴方がたの屋敷へ』《in ipso loco Tuna ad curte vestra》と書かれた箇所からも明らかなように、司教屋敷のある経営拠点の一つと考えられる。これに対し問題を含んでいるのが、R文書の《in nostra curte》という表現である。これだけを取り出せば、領主が荘園経営の中心地での賦役労働給付を、農民に要求しているかのように見える。しかしながら、本稿で取り上げたR文書の契約形式では、《nostra》は農民が自らを呼ぶ語で領主を指すとは考えられない。他方、《curtis》の語は多様な意味を持ち⁹⁵⁾、中世初期農村の描写に登場する場合、必ずしも領主経営の中心地を意味しない。それ以外に、この語が農民経営に含まれている『屋敷地』を指すのは、P文書とLu文書ですで見たとおりである。けれどもこのR文書での《curtis》は、領主経営中心地とも屋敷地とも異なったRo地域独自の用語法であり、これを村落とまで考えていいかは別として、ともかく個々の農

民経営《fundus》の集まった特定区域を示し、《massa》と同義であるという⁹⁸⁾。したがって、R文書での賦役労働の給付先は、農民経営の広がる区域の中であろうということになる。P文書やR文書と違って、Lu文書では週3日賦役の給付先が指定されていない。領主の意志による使用のために領主側があえて特定を避けたためか、あるいは領主、農民ともに給付の場が自明のことであったためか、いずれかであろう。

La地域とRo地域で賦役労働は、P文書とR文書に見られるように、その半分を手で、残り半分を牛とともになすよう要求される場合が多い⁹⁹⁾。牛を伴うことが要求された場合は、運搬にあてられることも可能だが、多くは犁耕賦役だったと想定されている。これらに対して、Lu文書では給付地と同様、賦役の形態にも明確な規定がない。

賦役に関わる記述はこのように簡潔であるが、領主経営と農民経営が交差する場を示す、ほとんど唯一の手掛かりといえよう。これ以外には、P文書やR文書のように生産物地代の運搬義務が課せられた場合に、両者の地理的な関係を多少読み取ることができる。P文書では『(穀物は)打穀されてトゥナの地にある貴方がたの屋敷まで運ばれるように』《batutum et evectum in ipso loco Tuna ad curte vestra》とあり、領主経営拠点へ直接搬入の上、引き渡されている。一方R文書では『…を上述の館で支払い、そこからドングリについてはラヴェンナのクヴィタスにある大司教館まで運搬されなければならない』《dare debeamus... in domo prefixa adducto ipso ex eo vero glandatico usque in

95) Montanari [41] p. 44. Ro地域における賦役労働についてモンタナリは、『イタリアの荘園制』(A & M [13])では農耕賦役の可能性を最小限にしか評価しておらず、R文書の分析でも《angaria》は運搬賦役と考えていた。しかしこの見解は後に大きく修正され、Ro地域でも農耕賦役の存在が認められた。そこでは《opera》と《angaria》がいずれも農耕賦役を意味するとされ、二つの用語が並列的に出てくるR文書のこの箇所が、2つが同義である論拠として引用されている。これについて[41]p. 56, no. 23を参照。

96) Andreolli [5][6]

97) Niermeyer pp. 295-6.

98) A & M [13] pp. 165, 169.

99) Montanari [41] pp. 54-5.

Civitatem Ravennas in domo Episcopi》と、在地の経営拠点での生産物支払いの際に、森林放牧の対価のドングリは別にラヴェンナの館まで運ばれている。ラヴェンナではこのような形で個々の農民経営が、司教座にある経営中心に直接に結び付いていたことが強調され、こうした傾向はRo地域一般に見られると考えられている¹⁰⁰⁾

L契約文書には、荘園制の形成過程が反映されていると考えられるが、P文書・R文書・Lu文書に見られる形成期領主経営の輪郭はどのよ

うなものであろうか。P文書での賦役労働は、その給付量・労働内容・給付先が明記され、領主の恣意が働き得るような文言もなく、しかも領主が労働する農民に食料を提供している。その労働の場はトゥナにある領主館近傍に広がる直領地であろう。明確に規定された賦役労働の条件からも、それが農耕労働としての実体を持っていると考えてよい。このピアチェンツァの例に対し、R文書に現れた賦役労働からは領主直接経営の像を結びにくい。労働内容は牛と手による農耕活動であるが、年間4日という給付量の少なさと『命令された時に』という不定期の要求から、この賦役労働では古典荘園制的領主直接経営を支えられないのは確かである。事実、労働を提供する場所も明確でない。生産物地代運搬義務の箇所で見られた《dominicalia vestra》、《domus Episcopi》の語から、少なくとも領主の経営中心があるのは確かなのに、賦役労働の給付先は《in nostra curte》と規定され、領主直領地とは結び付いていない印象が強い。結論を先取りして言えば、Ro地域では荘園制はほとんど浸透せず、La地域との境界地域などで遅くに導入された周縁的なものにとどまるという¹⁰¹⁾。R文書に現れた賦役労働の限定も、あそらくここには大規模な直接経営が成立していないからであろう。

La地域とRo地域という対照的な両地域とも全く異質の構造を見せるのが、To地域である。Lu文書では領主に『必要な限り』との規定で週3日賦役が要求されており、これがそこで標準的なものであるという。一般に年賦役より週賦役の方が実際の農耕活動と結び付いていると考えられる上、3日という給付量はLa地

100) A & M [13] p. 170. ここでボローニャ学派は、R文書中の《dominicalia vestra》、《domus prefixa》、《domus Episcopi》をいずれもラヴェンナ大司教の館とみなし、各地の農民経営を管理する在地の領主拠点は全くないとして、ラヴェンナへの一極集中を構想している。確かにここでは農民経営の集合を意味する《massa》の語は見られない。個々の農民経営をより大きな組織にまとめる在地の機能が弱く、そうした集合体の核たりえた領主経営拠点の存在を、考慮する余地はないのかもしれない。しかしながら、上で引用した箇所に限って言えば《in domo prefixa》と《usque in Civitatem Ravennas》とが一篇文章中で繰り返され、これらが同じ場所を指すと考えるのはやや不自然である。ボローニャ学派の逐語的な解釈(A & M [13] p. 168)では、この箇所は実質的には《in domo prefixa》を訳出せず、またこの部分の前にある文章の《usque in dominicalia vestra》を『直接領主の下へ』と意識することで、前後の脈絡を巧みに結び付けているが、多少無理があるのは否めない。《dominicalia》、《domus prefixa》は、ラヴェンナ外部の大司教領にある経営拠点の一つと仮定することは全く不可能なのだろうか。前注95)で指摘したように、『イタリアの荘園制』以後モンタナリーは、賦役労働を大きく評価する方向で見解の変化を示している。モンタナリーが新たに農耕賦役を認めた給付先として、ラヴェンナ教会近傍にあると考えられる経営拠点の他に、広く司教領に散在した経営拠点とその周辺の領主直領地をも想定するのは、許されないだろうか。年間数日という日数を有効に利用するのは近距離での労働が妥当と思われ、経営の一極集中構想も再検討の余地があると思われる。本稿は教会領の構造解明の場でないため、この問題の掘り下げには進むことなく、以上ような議論を提示した上、ラヴェンナ以外にも間接的な経営拠点があったという想定で試訳を提出するにとどめざるを得ない。ともあれ、生産物地代の一部にせよラヴェンナまで搬入の義務があるのは、確かにボローニャ学派の言うように、Ro地域の領主－農民間の直接的な強い結び付きの印と言えよう。

101) A & M [13] pp. 161-75.

域とは比較にならない大規模な領主直接経営の存在を想定させる。しかしながらこうした想定に反して、9世紀中葉は所領が細分化され散在しており、ここでの領主直領地は実際には狭小で、一円的な大経営を設定できなかったことが確認されている¹⁰²⁾。そして、生産物も労働も半分近くを収取されるという重い負担にも拘らず、領主直接経営よりむしろ農民経営側に強い活力が見られたことが、アンドレオリによって強調されているのである¹⁰³⁾。

賦役労働を単に農民から徴収しうる労働と見なすならば、それを必要不可欠とするほどの領主経営をもたない Ro 地域で、年間数日とはいえ賦役労働が要求される理由は分かりにくい。逆に、狭小な領主領地のために必要以上の賦役労働が要求されている To 地域の場合も、理解しにくい。この賦役労働と領主直接経営とのずれを考察するためには、賦役労働の持つ別の役割に注目する必要がある。すなわち、賦役労働は『贈物』と同じく、領主に対する農民の従属の印として領主—農民関係を規定する機能を持つのである。L 契約の同時代史料として、9世紀には多くの領主—農民間の係争を扱った裁判記録が伝来している。そこで農民側が最も問題としたのは、法的には自由身分を持つ農民が領主から従属農民と見なされることであった¹⁰⁴⁾。こうした係争の多くは農民側の敗訴となったが、本来農民が持っていた自由身分にも拘わらず従属を宣言された根拠が、量や内容を問わず賦役労働給付の事実そのものであった。年間数日という軽微な負担は経済的には大きな意味を持たなくとも、社会的には支配と従属の関係を繰り

返し確認させる、重要な象徴的行為と見なされたのである。逆に、必要以上の週賦役を課す To 地域の場合でも、重要なのは実際の給付量よりも領主—農民関係を象徴する賦役労働に、領主の権利をなるべく大きく留保しておくという意図そのものにあったと考えられる¹⁰⁵⁾。

このように領主が農民との間に結ぶ契約の中には、もともとは自由な農民への支配を拡充していく梃子の役割を持つものがあった。R 文書に見られるように、穀物やブドウの収穫に際して領主役人が農民保有地を訪れる際に、法的な身分にかかわらず、等しく領主役人を『客としてもてなさなくてはならない』(*debeamus et suscipientis facere*) 義務もその一つであろう。しかしこうした意味で最も重要なのは、R 文書で定められたような、『私達は、いかなる時にも、聖なるラヴェンナ教会の裁判権からあえて立ち去ろうとすることはなく、貴方がたの裁判権の下で裁きを受けるように留まらなくてはならない』(*nunquam nos ulloque in tempore de distractione Sanctae Ravennatensis Ecclesiae subtrahere audeamus sed sub vestra distractione, et iudicium esse et permanere debeamus*) という、農民の領主裁判権への服属規定である。こうした領主裁判権への服属は、取り決めが遵守されなかった場合の罰金規定を文書末尾に伴いつつ、より間接的な形で現れる。契約遵守義務は双務的でも、罰金支払いには、領主の契約不履行を問うことなく農民にのみ課せられた場合と、領主と農民双方に課せられた場合があった。前者の事例にあたる、『もし私達上述の農民がこのリヴェッロ契約に背いて、あ

102) Andreolli [5] pp. 124-5.

103) Andreolli [5] pp. 115-6; Id. [6] p. 39.

104) A & M [13] pp. 99-114.

105) A & M [13] pp. 112-3; Andreolli [6] p. 40; Montanari [41] p. 52.

らかじめ決めた以前に立ち去ろうとしたならば、私達は、貴方がたの聖なるラヴェンナ教会側に、いかなる係争や訴訟も開始されないうちに、罰金として金 2 ウンキアを支払わなければならない』《si vero nos supradictis colonis contra hunc libellum ire temptaverimus ante prefinitum tempus persolvere debeamus parti Sanctae vestre Ravennatensis Ecclesiae ante omne litis initium aut interpellationem pene nomine auri uncias duas》(R 文書) という規定の基礎には、ラヴェンナ教会の領主裁判権への強い服属義務があった。後者の場合としては、P 文書の『しかるべき忠実さをみたさなかった側が、相手側に銀デナリウス貨で 16 ソリドゥスを支払うように』《conponat pars parti qui minime conpleverit fidem servandi in argentum solidos sedicim》との文言を挙げることができるが、農民が領主と契約において一見対等であるかのようなこの場合でも、『総てのものがそのように支払われなかったならば、領主側は私達が支払うように差し押さえて強制してよい』《et si omnia ut supra non persolserimus, licenciam abeat pars domnica nos pignurare et dstringere ut, pignorati et districti, persolvemus》として、特に農民に責任があった場合、領主の強い拘束力が示唆されていたのである。ただし、L 契約では、罰金支払後は以前どおりの条件での契約継続が明記され、領主からそれ以上の罰則は課しえないのが通例である。この点に限れば、確かに L 契約は双方が対等な農地契約ともみなしうる側面を持っている。しかしながら、農民を人身的な支配関係に取り込んでいくために、L 契約で言及される領主裁判権はこれ以降本質的な梃子として機能していくことになる。

L 契約関係に入った農民が、致富の可能性を持っていたか評価するのは困難である。その手掛かりとして今まで重視されてきたのが、契約満期時に農民経営に生じている家畜や道具といった動産の取り分《conquestum》の規定である¹⁰⁶⁾。犁耕賦役の『牛とともに』という規定や、『贈物』としての鶏と卵の記載、また森林での豚放牧に要求される賦課は、農民経営での農具と家畜の存在を具体的に示している。しかし、これらがもともと農民所有なのか土地所有者からの貸与なのかは、多くの L 契約の文面からは明らかではない。もし総てが農民所有ならば、契約満期時に一部を残していかなければならない義務は、農民にとって重い負担と言えよう。これに対し総てが農地に付属した領主からの貸与であれば、契約期間中に増えた動産に対する農民の権利は、その致富の可能性を示唆することになる。L 契約を結びうるのは中小自有地を持つ自由農民であるから、自らの経営にすでに一定の家畜や道具を所有しているのが普通であろう。事実、契約に際しての領主からの家畜や道具の新たな貸与は農民の貧しさの指標と考えられている¹⁰⁷⁾。それでは、L 契約によって農民に委ねられた農民経営には、家畜や道具は付属していなかったのだろうか。すでに見たように契約の定式には動産の列記はなく、文面からはどちらとも断定はできないのである。この問題に関する先行研究者の明快な言及も見られないため、ここでは、L 契約による経営地には、農民所有のものと、以前から農地に付属したもの、

106) この問題について最もまとまった論文として Andreolli [4] を参照。《conquestum》は中世ラテン語の一般的な形では《conquisitus》として、相続以外による財の獲得や広く動産一般を指す (Niermeyer, pp. 251-2)。

107) Fumagalli [24] p. 441; Galetti [33] p. 86.

それに新たに領主から貸与されたものなど、異なった所有権に属する動産が混在していたのではないかと想定しておこう。実際、領主貸与の家畜を取り分計算から外すように指定した契約文言も例外的にはあると言われるが¹⁰⁸⁾、一般的には《conquestum》の規定自体は、動産のもとと所有者にはふれていないのである。

P 文書には、『リヴェッロの満期には、いま飼養され獲得されているところの牛・家畜・道具については、4分の1は資産としてこの土地に利益を残すように両者の間で定めた』《stetit inter eis ut ad expleti libelli de boves, animalia seu utensilia qui inivi ad modo nutritum aut conquistum fuerit quarto caput in cispite lucrum permaneat》という、その明確さで注目すべき条項がある。ここでは、農民が満期になって立ち去る際、動産の4分の3を持ち、残り4分の1を農地に残すよう規定されている。農民取り分の割合には、2分の1、3分の2、4分の3から、動産の全体に至るまで、幾つかの段階がある。当初の帰属はともあれ、取り分が増加すればするほど農民に有利であることは間違いない。《conquestum》の規定はカロリング勢力の到来と軌を一にして現れるが、少数ながら一連史料の残る事例では、8世紀末から9世紀を通じて《conquestum》の割合の上昇が確認される¹⁰⁹⁾。先行研究はこうした事態の確認から、一般的に《conquestum》を農民の経済状況の指標とみなし、取り分割合の上昇は即座に農民の地位上昇と経済状況の好転を反映し、規定の欠落はより劣悪な保有状況を意味すると図式的に考え、そうした見方をどの地域にも当

てはめうるとしてきた¹¹⁰⁾。しかしながら近年、地代や賦役労働の規定と同様、《conquestum》にも La 地域、Ro 地域、To 地域という地域差が見られることが明らかになったのである。そもそも《conquestum》は、L 契約の満期時に農民に認められる動産の取り分であるから、契約期間が明記されない To 地域のような地域では、基本的には文書にでてこない。例外的に規定される場合でも、史料文言が異なる上、この権利が L 契約当事者の農民にではなく、その相続人たる妻子に与えられるという¹¹¹⁾。また Ro 地域では29年契約が多いとはいえ更新可能であるため、ルッカでと同様契約満期という観念に乏しく、したがってその際の農民の動産取り分規定にはあまり関心を持たない。こうした地域差から、《conquestum》をあらゆる地域に適用可能な指標としない点を確認するばかりでなく、この農民動産取り分規定そのものの評価も変わってきている。《conquestum》条項の不在は、農民の不動産に対する権利の弱さではなく、むしろ土地の長期保有の証拠として農民の土地に対する強い権利を想定させるとされるのである¹¹²⁾。したがって現在の研究段階では、契約満期時の動産に対する農民取り分の規定も、個々の事例ごとにより綿密に検討されなければならないことが確認されている。

III おわりに

一リヴェッロ契約に見る9世紀の農村変動一

以上のような L 契約分析は、変動する中世初期イタリア農村の断面を私達に示してくれた。

108) Galetti [33] p. 75.

109) *Ibid.*, p. 75; Andreolli [4] pp. 116-7.

110) Fumagalli [24] pp. 423-46, 444-5.

111) Andreolli [4] pp. 122-4, 129.

112) *Ibid.*, p. 131.

生産物地代や『贈物』、放牧のための貢租といった支払からは、農耕と放牧を組み合わせた農業活動の一端が明らかになる。賦役労働給付規定からは、広大な直接経営の場ではないとしても、ともかく荘園制の要となる領主直領地の在り方が明らかとなり、また賦役労働が従属の社会的確認として、領主－農民関係を規定する本質的要因であったことが示唆された。そしてこれらの論点の総てを通じて、農村構造の根底からの規定要因は、ランゴバルディア、ロマーニア、トスカーナの地域性だった事実が明らかになったのである。

本稿での限られた検討では、しかしながら、L契約の通時的分析による中世初期農村社会の変動には、全く触れえなかった。個々の契約には農民経営のミクロの変化が注意深く書き留められており、それは、農村社会内部での発展の考察に不可欠の手掛かりをなす。今後の研究は、L契約の読解から農村構造を規定するだけではなく農業活動の展開と領主－農民関係の変容を追跡する方向で進められなければならない。本稿では最後に、L契約文面から変動を示唆する幾つかの文言を抽出して考察を加え、その手掛かりとしたい。

第1に、農民保有地と領主直領地の、農地の水準での変化が注目されよう。3通の文書の中では特にLu文書が、それを印象的に語ってくれる。ここでは『領主の手中にあった家屋と屋敷地』《*casa et curte illa qui fuit domnicata*》が農民に委ねられたが、それはかつての直領地の構成要素であり、ここにその分割、譲与の姿を見ることができる。さらに文面中には幾つかの地条が現れている。これがもともと一円的な土地の細分化された姿なのか、新規開墾による地片なのか不明だが、その中の『櫟林とともに』

与えられる地条は、いかにも開墾された森林周辺地を想起させる。とにかくまとまった農民経営の外部に地条が生じており、それが新たに農民経営に統合されたのであるから、ここに農地細分化や開墾を通じての土地再編を見てもよいであろう。もっと確実に開墾の進展と評価できるのは、5年間の賦課免除によって奨励されたブドウ畑の拡張である。多くのL契約に散見されたこうした記述からアンドレオリは、9世紀ルッカでの人口増加と土地細分化、それに伴う開墾の進行と全般的な農村の活性化を検出したのであった¹¹³⁾。

第2に、本来は身分的に自由な自有地農民の独立経営が、L契約を通じて領主支配下の荘園経営に取り込まれていく過程が見いだされる。L契約は、領主と自由人との対等な農地契約という形式のもと、自由農民に従属的保有農民と同じ賦役労働を課すことでその自由身分を風化させ、農民全般を領主の従属の下に均質下し、最終的には《*manens*》と呼ばれる単一の保有農民層を形成する役割を果たしたと言われる。この平準化は、9世紀以降、自由人が貴族層と農民層に二極分解していく過程として進行していく¹¹⁴⁾。中小自有地所有者は、8世紀末から9世紀を通じての政治的混乱で経営が脅かされたため、一方では大土地所有者による所領一円化の圧力に屈する形で、他方では重い公課を忌避して大土地所有者のもとで保護と経営の安定を得るため自発的に、領主支配下に入ってしまったのである¹¹⁵⁾。私達はすでに農民が賦役労働給付によって従属民とされることに抵抗する訴訟に敗れた後は、実質的従属が法的、社会的に追認さ

113) Andreolli [5] pp. 113-6.

114) A & M [13] pp. 129-45.

115) *Ibid.*, pp. 69-84, 88-9.

れていくという知見を参照した¹¹⁶⁾。さらに、この農民層平準化はL契約の具体的な記述から以下のように見てとれるのである。

まず、土地所有権の移動に関する言及が比較的多い文書を参照して、旧来の所有者が同じ土地をL契約の形で領主がら委ねられている事例に注目してみよう。P文書と同時代の828年にピアチェンツァから伝来しているあるL契約文書¹¹⁷⁾は、司祭グンドアルドゥスと自由人である3人兄弟との間で取り交わされている。ここで農民側は、『貴方は私達に、抵当文書によって私達自身から貴方のものとなったと見なされ、リヴァリアの集落にある上述の聖ペテルス教会の権利のもとにある家屋を委ねて下さるよう』《*ut tu nobis locare hac prestare digneris casas juris suprascriptae basilice Sancti Petri ad resedendum in casale Rivaria que de nos ipsis per cartulae fidutiae havere visus es*》請願し、『その抵当文書に読まれるような財総てと共に、欺瞞と怠慢なくリヴェッロの名において家屋に居住し、耕作し、改良すべく、欠けることなく』《*una cum ipsis rebus sicut in ipsa cartule fidutiae legitur ex omnibus in integrum casas ad resedendum . . . laborandum vel excollendum sine fraude vel nelectum livellario nomine*》と以後は忠実にそれを使用することを約している。ここでは、農民が領主たる教会への借財を返済しなかったために、その『抵当』《*fiducia*》だった財が教会所有となった経緯が見て取れる。そして『抵当』のために所有権を失った自由農民は、その領主との間で同じ財を対象にL契約を結び、従属的な保有農民とな

ったのである。

続いて、同じくピアチェンツァにある財をめぐる、助祭グアルフレドゥスとオルソーニスが827年に結んだ契約を検討してみよう¹¹⁸⁾。契約対象の財は、『故マルティヌスから売却文書によって私（オルソーニス）のものとなったもので、かつては故マルティヌスによってリヴェッロ契約の名において管理されていた』《*mihi obvenit de cartula vindicionis de bone memorie Martino, et ante os dies rectas per bone memorie Martino labellario (sic) nomine*》と説明されており、ここから私達は、旧所有者マルティヌスがオルソーニスに自分の土地と家屋を売却した後、オルソーニスとの間でL契約を結び同じ土地を保有農民として耕作していたことを知るのである。そしてこの土地は、827年にはさらに別の人物グアルフレドゥスの『所有と見なされ』《*abere visus estis*》ており、その上で、グアルフレドゥスが別に獲得していた《*sortis*》、《*porcio*》、《*sortecella*》》が付加されてL契約の対象となっている。それが、『貴方（グアルフレドゥス）はリヴェッロの名において居住し耕作すべく、私（オルソーニス）に土地を委ねて下さるよう』《*ut mihi locare digneris ad resedendum et laborandum libellario nomine*》という請願の内容なのである。ここでは、もともとオルソーニスが所有していた問題の財が、今度はグアルフレドゥスへと所有が移転し、その土地を対象にL契約が結ばれたと想定することができる¹¹⁹⁾。こうして私たちは、L契約に仲介された自由農民から保有農民への変化を、最初はマルティヌス、次にオルソーニスと2度に亘って目にしていることに

116) *Ibid.*, pp. 99-114.

117) *Le carte private*, Galetti(ed.)(4), pp. 70-2; Galetti [33] p. 85.

118) *Le carte più*, Falconi(ed.)(2) n. 10, pp. 16-7.

なるのである。第1の契約内容は不明だが、第2のL契約では標準的な生産物地代と『贈物』、年間2週の賦役労働が要求されている。自由身分は保持しているはずの旧所有者も、賦役労働給付によって保有農民としての従属をますます強めていくはずである。ここで、848年のトゥナについてのP文書を再び取り上げて見よう。ここでL契約の対象となった土地と家屋は、『かつては従属的保有農民ガリバルドゥスによって管理されており』《quantam per superscripto Garibaldo massario recta fuit》、それがこの文書で自由人ペトルスの手に委ねられている。しかも興味深いことに、賦役労働は相対的に重い年間2週を数えており、《massarius》たるガリバルドゥスの賦課と同じ負担が、身分を考慮した軽減のないまま自由人にも課されたと考えられている¹²⁰⁾。ここでも、法的身分に拘わらず自由農民が従属的保有農民と同じ賦役労働を給付することで、従属が確立していく例が見られるのである。

以上の事例からは、いわば自由農民の社会的没落の側面がうかがわれた。逆に非自由農民の社会的上昇については、もともと自由人を当事者とするL契約では直接の言及は望むべくもないが、間接的にならば注目しうる文言がある。

L契約という形式を示すためにはやや特別の表現である、『リヴェッロとマッサリッキオの名において』《livellario et massaricio nomine》がそれである。例えば854年モデナでの契約¹²¹⁾で見られるが、ここでは自由身分ではないはずの《massarius》が《libellarius》と同格にあつかわれている。しかも契約内容は、その地域の標準的なものと見なされ、《massarius》による契約として特別な規定は含まない。かつては法制史的観点から、両者の身分上の区別を前提とした不毛な史料解釈が議論された。しかし、ポローニャ学派の仕事から明らかになった農民層平準化過程の中に位置付ければ、この文言も両者の同質化の証拠として無理なく理解されうるのである¹²²⁾。

最後に、こうした個々の文言を越えて、L契約の史料群としての消長自体が農村の大きな変動を反映している点を指摘しておこう。中世初期のL契約の大部分を10世紀のものが占めているRo地域¹²³⁾は別として、La地域とTo地域では、他の史料が飛躍的に増大する10世紀には、L契約は逆に著しい数の低下を示している¹²⁴⁾。そして、フランク勢力の確立したこの両地域では、L契約が減少傾向を見せ始める時期以降、すなわち9世紀後半から11世紀初頭にかけて、農村に関する主たる記録は所領明細帳にとって替わられたのである。L契約は、自由農民の従属的保有農民化という作用を伴っており、荘園制の形成期には適合的であった。そして一度荘園制が確立すると、保有農民の把握と領主経営は所

119) マルティヌスから土地を獲得した《mihi》が、実は以下に続く《sortis》、《porcio》、《sorticella》を得た人物と同様グアルフレドゥスで、《mihi》は《tibi Gualfredo》の誤記だとみなすならば、こうした仮説は成立しなくなる。いずれの財もグアルフレドゥスの所有で、それらをオルソーニスに委ねた単純な契約になるからである。しかし、原本が伝来している上に史料刊行は1959年とごく新しいため、筆写や刊行の過程で誤りの生じた可能性は小さく、ここに示したような解釈をとることは十分に許されよう。なお、オルソーニスからグアルフレドゥスへの財の移転—この取引の性格は不明のままだが—とL契約は他の地域で見られる請け戻し付きのプレカリアを想起させる。

120) Galetti [33] p. 85.

121) *Codice diplomatico*, Benassi (ed.) [1] n. IX, pp. 24-6.

122) A & M [13] p. 116.

123) Montanari [41] p. 39.

124) *Ibid.*, p. 40; Andreolli [6] pp. 40-1; A & M [13] pp. 125-6.

領明細帳に記録されていくことになる。すなわち L 契約の減少と所領明細帳への移行は、それぞれ古典荘園制の形成期と完成期を反映する重要な指標と見なされているのである¹²⁵⁾。こうして、L 契約を手掛かりに始めた農村社会の動態的把握も、最終的にはイタリア中・北部を対象とした研究でも所領明細帳の分析に着手しなければならないことになる。すでにボローニャ学派では、ボッピオ修道院所領明細帳とピアツェンツァの L 契約、ルッカ司教座教会の所領明細帳と L 契約を継起的・補完的に用いた立体的な分析が試みられている¹²⁶⁾。特定地域を対象に多様な類型の史料を用いて農村社会の動向を描き出す作業の重要性は言うまでもないが、ここでは土地に関わる 2 類型の史料がこうして豊かな可能性を提示しているのである。そこからは、カロリング勢力の周縁部にあって、中心部と比べて遅れて成立したイタリア中・北部古典荘園制の特徴と盛衰を、より立体的に読み取ることができよう。こうして、L 契約の研究は、所領明細帳の分析を加えることによって、将来的にはさらにフランク王国農村構造の南北比較史への道を拓くことになるであろう。

文 献

1 史料

- [1] BENASSI, U. (ed.): *Codice diplomatico parmense*, I, Parma, 1910.
- [2] FALCONI, E. (ed.): *Le carte più antiche di S. Antonio di Piacenza (Secoli VIII e IX)*, Parma, 1959.
- [3] FANTUZZI, M. (ed.): *Monumenti ravennati de' secoli di mezzo*, IV, Venezia, 1802.
- [4] GALETTI, P. (ed.): *Le carte private della Cattedrale di Piacenza, I, (784-848)*, Parma,

1978.

- [5] *Memoria e documenti per servire all'istoria della città di Lucca*, V/2, Lucca, 1841.
- [6] RABOTTI, G. (ed.): *Breviarium ecclesiae ravennatis (codice bavaro)*. Secoli VII-X [Fonti per la storia d'Italia. No. 110], Roma, 1985.

2 研究文献

- [1] AA. VV.: *Ricerche e studi sul «Breviarium ecclesiae ravennatis» (codice bavaro)* [Istituto storico italiano per il Medio Evo. Studi storici-Fasc. 148-149], Roma, 1985.
- [2] *Agricoltura, incastellamento, società, istituzioni nel Lazio medievale di Toubert*, in «Quaderni storici», 32, 1976, pp. 766-92.
- [3] ANDREOLLI, B.: *Recensione a W. KURZE, Codex diplomaticus amiatinus*, I, (Tübingen, 1974), in «Rivista di storia dell'agricoltura», XVII, 1977, pp. 137-42.
- [4] Id.: «Ad conquestum faciendum». *Un contributo per lo studio dei contratti agrari altomedievali*, in «Rivista di storia dell'agricoltura», XVIII, 1978, pp. 109-36.
- [5] Id.: *Contratti agrari e patti colonici nella Lucchesia dei secoli VIII e IX*, in «Studi medievali», XIX, 1978, pp. 69-158.
- [6] Id.: *L'evoluzione dei patti colonici nella Toscana dei secoli VIII-X*, in «Quaderni medievali», 16, 1983, pp. 30-52.
- [7] Id.: *Le enfiteusi e i livelli del «Breviarium»*, in [1], pp. 163-77.
- [8] Id.: *La forza del diritto: lo «jus libellarium» e le sue variazioni durante il Medioevo*, in [11], pp. 275-309.
- [9] Id.: *La corvée precarolingia*, in [12], pp. 13-33.
- [10] Id.: *Contratti agrari e trasformazione dell'ambiente*, in [44], pp. 111-33.
- [11] ANDREOLLI, B./ FUMAGALLI, V./ MONTANARI, M. (ed.): *Le campagne italiane prima e dopo il Mille. Una società in trasformazione* [Biblioteca di storia agraria medievale 2], Bologna, 1985.
- [12] ANDREOLLI, B./ FUMAGALLI, V./ MONTANARI, M. (ed.): *Le prestazioni d'opera nelle campagne italiane del Medioevo. IX Convegno Storico di Bagni di Lucca (1-2 Giugno 1984)* [Biblioteca di storia agraria medievale 3], Bologna, 1987.
- [13] ANDREOLLI, B./ MONTANARI, M.: *L'azienda curtense in Italia. Proprietà della terra e lavoro contadino nei secoli VIII-XI* [Biblioteca

125) A & M [13] pp. 125-6.

126) Galetti [33] pp. 87-91; Andreolli [5] pp. 128-47.

- di storia agraria medievale 1], Bologna, 1983.
- [14] ANDREOLLI, B./ MONTANARI, M. (ed.): *Il bosco nel medioevo*, [Biblioteca di storia agraria medievale 4], Bologna, 1988.
- [15] CASTAGNETTI, A.: *L'organizzazione del territorio rurali nel medioevo. Circoscrizioni ecclesiastiche e civili nella "Langobardia" e nella "Rmania"*, Bologna, 1982.
- [16] COMBA, R.: *Contadini, signori e mercanti nel Piemonte medievale*, Bari, 1988.
- [17] FIRPO, M./ TRANFAGLIA, N. (ed.): *La storia, I, Il Medioevo. I quadri generali*, Torino, 1988.
- [18] FUMAGALLI, V.: *Note e discussioni. I patti colonici dell'Italia centro-settentrionale nell'alto Medioevo. Considerazioni sui canoni parziari dei coltivatori dipendenti*, in «Studi medievali», XII, 1971, pp. 343-53.
- [19] Id.: *La tipologia dei contratti d'affitto con coltivatori al confine tra Langobardia e Romania (secoli IX-X)*, in «Studi romagnoli», XXXV, 1974, pp. 205-14.
- [20] Id.: *Terra e società nell'Italia Padana. I secoli IX e X*, Torino, 1976.
- [21] Id.: *L'incastellamento come fatto di organizzazione fondiaria nel Lazio del Toubert e nell'Italia settentrionale padana*, in [2], pp. 766-71.
- [22] Id.: *L'evoluzione dell'economia agraria e dei patti colonici dall'alto al basso Medioevo. Osservazione su alcune zone dell'Italia settentrionale*, in «Studi medievali», XVIII, 1977, pp. 461-90.
- [23] Id.: *Coloni e signori nell'Italia settentrionale. Secoli VI-XI*, Bologna, 1978.
- [24] Id.: *Coloni e signori nell'Italia superiore dall'VIII al X secolo. Problemi di ricerca e strumenti di lavoro*, in «Studi medievali», X, 1969, pp. 423-46, now in [23], ch. V, VI, pp. 83-110.
- [25] Id.: *Le prestazioni di opere sul dominico in territorio veronese nel secolo IX*, in [23], pp. 17-35.
- [26] Id.: *L'epoca carolingia*, in [31], pp. 1-168.
- [27] Id.: *Strutture materiali e funzioni nell'azienda curtense. Italia del Nord: sec. VIII-XII*, in «Archeologia medievale», VII, 1980, pp. 21-9.
- [28] Id.: *Le campagne medievali dell'Italia del Nord e del Centro nella storiografia del nostro secolo fino agli anni '50*, in [30], pp. 15-31.
- [29] Id.: *Introduzione*, in [12], pp. 7-11.
- [30] FUMAGALLI, V./ ROSETTI, G. (ed.): *Medioevo rurale. Sulle tracce della civiltà contadina*, Bologna, 1980.
- [31] GALASSO, G. (ed.): *Storia d'Italia*, vol. 2, *Il Regno italico*, 1978, Torino.
- [32] GALETTI, P.: *La casa contadina nell'Italia padana dei secoli VIII-X*, in «Quaterni medievali», 16, 1983, pp. 6-28.
- [33] Id.: *Un caso particolare: le prestazioni d'opera nei contratti agrari piacentini dei secoli VIII-X*, in [12], pp. 69-103.
- [34] GROSSI, P.: *Problematica strutturale dei contratti agrari nella esperienza giuridica dell'alto Medioevo italiano*, in *Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto Medioevo (XIII Settimane di studio del centro italiano di studi sull'alto Medioevo)*, Spoleto, 1966, pp. 487-529.
- [35] JONES, P. J.: *L'Italia agraria nell'alto Medioevo: problemi di cronologia e di continuità*, in *Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto Medioevo (XIII Settimana di studio del centro italiano di studi sull'alto Medioevo)*, Spoleto, 1966, pp. 57-92.
- [36] LUZZATO, G.: *I servi nelle grandi proprietà ecclesiastiche dei secoli IX e X*, Pisa, 1910, now in *Dai servi della gleba agli albori del capitalismo*, Bari, 1966.
- [37] MONTANARI, M.: *L'alimentazione contadina nell'alto Medioevo* [Nuovo Medioevo, 11], Napoli, 1979.
- [38] Id.: *Campagne medievali. Strutture produttive, rapporti di lavoro, sistemi alimentari*, Torino, 1984.
- [39] Id.: *Agricoltura e attività silvo-pastorali nell'alto Medioevo. Un paesaggio adriatico*, in [38], pp. 5-31.
- [40] Id.: *Dal livello alla mezzadria: l'evoluzione dei patti colonici nella Romagna medievale*, in [38], pp. 86-108.
- [41] Id.: *La corvée nei contratti agrari altomedievali dell'Italia del Nord*, in [12], pp. 35-68.
- [42] Id.: *Alimentazione e cultura nel Medioevo*, Bari, 1988.
- [43] Id.: *Contadini e città fra "Langobardia" e "Romania"*, Firenze, 1988.
- [44] MUSCA, G. (ed.): *Uomo e ambiente nel mezzogiorno normanno-svevo (Atti delle ottave giornate normanno-sveve, Bari, 20-23 ottobre 1987)*, Bari, 1989.
- [45] PASQUALI, G.: *Agricoltura e società rurale*

- in Romagna durante il Medioevo*, Bologna, 1984.
- [46] PINI, A.-I.: *Vite e vino nel Medioevo* [Biblioteca di storia medievale 6], Bologna, 1989.
- [47] SETTIA, A.: *Castelli e villaggi nell'Italia padana. Popolamento, potere e sicurezza fra IX e XIII secolo*, Napoli, 1984.
- [48] TOUBERT, P.: *L'Italie rurale aux VIIIe et IXe siècles. Essai de typologie domaniale*, in *I problemi dell'Occidente nel secolo VIII (XX Settimana di studio del centro italiano di studi sull'alto Medioevo)*, Spoleto, 1973, pp. 95-132.
- [49] Id.: *Les structures du Latium médiéval. Le Latium méridional et la Sabine du IX e siècle à la fin du XIIe siècle*, vol. II, Rome, 1973.
- [50] Id.: *Etudes sur l'Italie médiévale (IXe-XIV es.)* [Variorum reprints], London, 1976.
- [51] Id.: *Il sistema curtense: la produzione e lo scambio interno in Italia nei secoli VIII, IX, e X*, in *Storia d'Italia. Annali*, 6. *Economia naturale, economia monetaria*, Torino, 1983, pp. 5-63.
- [52] Id.: *Histoire du haut Moyen Age et de l'Italie médiévale* [Variorum reprints], London, 1987.
- [53] VIOLANTE, C.: *La società milanese nell'età precomunale*, Bari, 1953.
- [54] 城戸照子: 10-12世紀イタリア中南部の農業構造 — P. トゥベールの業績をめぐって —, 『九州経済学会年報』, 1989年11月, 62-7頁。
- [55] 城戸照子: 10-13世紀南欧社会の城と定住 — 1970年以降フランス学界の成果 —, 『史学雑誌』, 第99編, 第6号, 1990年, 65-82頁。
- [56] 平嶋照子: サン・ヴィクトル修道院所領明細帳 (813-14年) の分析 — 中世初期南仏農村構造解明のために —, 『経済論究』 (九州大学), 65号, 1986年, 89-118頁。
- [57] 星野秀利: コムーネ期前夜におけるイタリア「古典荘園」の構造 — 中世都市の「南欧型」解明のために —, 『政経論叢』 (国学院大学), 第6巻, 第3号, 1957年, 53-86頁。
- [58] 星野秀利: 中世イタリアにおける大土地所有 — サンタ・ジュリア修道院領の場合 —, 『社会経済史体系』 III, 弘文堂, 1960年, 165-79頁。
- [59] 森本芳樹: 『西欧中世経済形成過程の諸問題』, 木鐸社, 1978年。
- [60] 森本芳樹: カロリング期所領明細帳研究の成果と課題, 『経済学研究』 53巻, 第4・5合併号, 69-83頁; 54巻, 第1・2合併号, 249-70頁。

注

* 筆者は、日本学術振興会特別研究員採用期間中、1990年1月から翌年7月の半年間に亘り、九州大学経済学部国際学術交流振興基金の援助を得て、ポローニャ大学の中世史研究部門に留学し、そこで、多くの研究文献や貴重な刊行史料を閲読、収集することができた。実り多かったイタリア留学の最初の成果を取りまとめるにあたり、こうした活動を可能にしてくれた日本学術振興会と九州大学経済学部、懇切に指導してくださった Vito Fumagalli 教授に、特にお礼を申し述べたい。